

平成 18 年 9 月 19 日

さいたま地方検察庁検事正

柳 俊 夫 殿

要 請 書

大宮法科大学院大学

学長 住 吉 博

1 本学は、司法制度改革の理念のもと、法科大学院の創設を目的として、学校法人佐藤栄学園が経営主体となり、第二東京弁護士会が実務家教員の派遣を始めとする教育内容を支援するというので、両者が提携して、2004 年 4 月開学した独立型の大学院大学であります。教職員と学生は、開学以来、理想的な法曹養成制度の構築を目指して日夜奮闘しております。

ところで、今般、本学のカリキュラムの一環である「刑事クリニック」（3 年次・選択科目 4 単位）の授業に関して、御庁検察官は、本学刑事クリニック担当の萩原猛教授（埼玉弁護士会所属）に対し、同教授が受任する全ての刑事事件について、検察官が開示する証拠を法科大学院学生に閲覧させない旨確約しない限り、開示証拠の謄写を拒否する旨の「対応」をしております。

しかしながら、同教授は、以下に述べる理由により検察官のこのような刑事訴訟法の解釈を誤った「対応」に応じるわけにはいかず、「刑事クリニック」履修学生に対し、検察官請求予定証拠等の閲覧をさせることが出来ない状態に至っており、法科大学院刑事クリニックの授業は大きく阻害され、ひいては法科大学院教育そのものが否定されようとしております。

2 本学「刑事クリニック」においては、法曹倫理（4 単位）と基礎的なローヤリング科目（法情報調査法文書作成・刑事訴訟実務各 2 単位）の履修を経た 3 年次以上の学生のみが、その履修を許され、それらの学生がクリニック活動を開始するに際しては、守秘義務等を遵守する旨の誓約書を本学に提出しなければ受講できません。更に、履修学生には不測の事態発生の場合の損害賠償責任を担保する為の保険の手当も施されています。そして、履修学生を個別の事件に関与させる際には、萩原教授から被疑者・被告人等依頼人に対して事情を十分に説明し、履修学生が補助に入ることについて依頼人から書面で承諾をも得ています。

以上を前提に、履修学生には、同教授の指導・監督のもと、実際の事件記録を閲覧させて、接見、学説判例調査、現場調査、示談交渉立会、法廷立会、

弁論要旨・各種申立書作成等の活動をさせています。この場合、履修学生は、弁護人たる萩原教授の補助者として、同教授の指導・監督のもとに弁護活動の補助を行うに過ぎず、全ての責任は同教授にあります。

また、履修学生が事件記録を閲覧するのは、大学内の刑事クリニック事務所（同教授の登録事務所である「大宮法科大学院大学リーガルクリニック・ロード法律事務所」）内においてのみであり、履修学生による事件記録の事務所外への持ち出しは厳禁しています。

以上のように、本学のクリニックにおいては守秘の措置につき万全の措置をとっており、履修学生は同教授の完全な指導・監督下にあります。

なお、本学「刑事クリニック」は、2004年度より文部科学省の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」の助成を得ている本学プロジェクト「オールディ・クリニックの設計・試行・評価」の一環でもあります。

- 3 刑事訴訟法第 281 条の 4 は、検察官開示証拠の複製等を審理準備以外の目的で人に交付等することを一律に禁じており、法科大学院学生がクリニック（エクスターンシップも同様）を受講するに際して、検察官開示証拠を閲覧できるか否かが、一応問題とはなり得ます。

しかし、本学「刑事クリニック」は、萩原教授が受任し弁護人に就任した刑事事件について、前述のように、同クリニック履修学生において、同教授の指導・監督の下、刑事弁護活動の補助活動を行い、審理の準備に関わっていくことを通じて、刑事法の知識・理論を確実なものとすると共に、法曹倫理と刑事弁護技能を修得させるカリキュラムであります。即ち、「刑事クリニック」履修学生は、「被告事件の審理の準備のために」同教授が受任した刑事事件に関与するのです。

従って、弁護人たる同教授が「刑事クリニック」履修学生に検察官開示記録を閲覧させる行為は、刑事訴訟法第 281 条の 4 第 1 項 1 号に該当し、「目的外使用」とは言えないものです。

- 4 司法制度改革審議会意見書（2001年6月12日）は、法曹養成制度の改革として、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである」と提言し、「法科大学院では、実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである」としました。この審議会意見書を受けて、中央教育審議会の答申（2002年8月5日）

は、「実務基礎科目群」の科目として「クリニック」を例示し、これを「弁護士の監督指導の下に、法律相談、事件内容の予備的聴取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる」と説明しています。そこでは、履修学生の事件記録へのアクセスを当然の前提としていると言わなければなりません。このようないわゆる臨床法学教育は、米国のみならず、今日では広くヨーロッパ、アジア諸国でも実施されるに至っているのです。

ところで、司法修習生は、実務修習において検察官開示記録を閲覧することが当然に許されていますが、司法修習生も法科大学院生も、法曹資格取得途上の者である点では同一です。そして、司法制度改革審議会意見書が言うように、法科大学院が「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」として、その中核的教育機関とされた趣旨からすれば、その教育内容・方法についても緊密な連携のもとに一体とし、かつ法科大学院を中心として、構築される必要があるというべきです。とりわけ、司法修習期間が1年間に短縮されたことから、従来司法修習が担ってきた実務教育は、法科大学院における臨床法学教育に移行させていかなければ、法曹養成教育として十分な教育がなし得ないことは明らかです。

従って、司法修習と法科大学院教育とを峻別し、法科大学院生には事件記録を一切閲覧させないという結果を導く刑事訴訟法の解釈は、新たな法曹養成制度の趣旨を全く理解せず、わが国の法曹養成の今後を危うくするものと言わざるをえません。「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第3条も、国ないし政府の責務として「法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図ること」「法曹養成機関相互の協力の強化に必要な施策を講ずること」「法曹養成の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置を講ずること」等を指摘しています。

御庁検察官の、この度の萩原教授に対する刑事訴訟法の解釈を誤った前記「対応」は、法科大学院における法曹養成教育の否定につながるのみならず、理論的には現行の司法修習や検察庁におけるエクスターンシップをも否定することになり、ひいては21世紀の法曹養成教育のシステムを根底から崩壊させるものと言わなければなりません。

- 5 以上の次第でありますので、御庁におかれては、本書に述べた趣旨を充分に検討され、萩原猛教授に対する上記「対応」を直ちに改められ、本学「刑事クリニック」履修学生が十分な法曹養成教育を受けられるよう、善処されるよう要請します。